

令和 6 年度高齢者虐待の状況について

1 要旨・目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 25 条の規定に基づき実施した、令和 6 年度の県内の高齢者虐待の対応状況等に関する調査結果を報告する。

2 現状・背景

この調査は、国が高齢者虐待の対応状況等を把握するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、平成 19 年度から毎年度、都道府県を通じて実施しているもので、本県においては、高齢者虐待に係る注意喚起や虐待予防に繋げるため、調査結果を施設内虐待・家庭内虐待別に取りまとめ、公表している。

3 概要

(1) 調査対象

県内で発生した高齢者（65 歳以上及び 65 歳未満で養介護施設・事業所を利用する障害者）に対する虐待

(2) 調査期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

(3) 調査結果

前年度と比べ、施設内虐待は、相談件数・虐待件数ともに増加した。

家庭内虐待は、相談件数・虐待件数ともに減少した。

ア 施設内虐待

【虐待のあった施設等】

特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、（介護付き）有料老人ホーム、（住宅型）有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設、通所介護

【虐待の内容】

身体的虐待、介護等放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の順に多い。

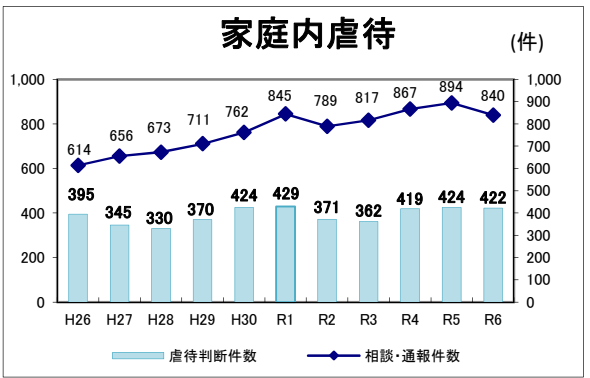
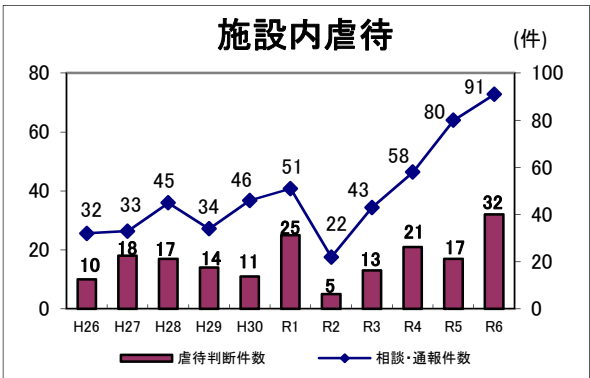
【対応状況】

虐待の通報等があった施設等に対し、市町が事実確認を行った上で指導を行い、改善計画書の提出を求め、改善を確認した。

イ 家庭内虐待

【虐待を受けた人】

性別では 77%が女性、年齢階層別では 84%が 75 歳以上、要介護度別では 83%が要介護・要支援認定を受けており、その内認知症の人は、97%だった。



【虐待の内容】

身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄、経済的虐待、性的虐待の順に多い。

【対応状況】

・虐待者からの分離を行った事例

契約による介護保険サービスの利用、医療機関への一時入院、やむを得ない事由等による措置等を行った。

・虐待者から分離を行わなかった事例

養護者への支援、見守り（経過観察含む）、ケアプランの見直し等により対応した。

(4) 今後の対応

高齢者虐待の未然防止・早期発見とともに、虐待を受けた高齢者への適切な対応が行えるよう、引き続き市町及び関係機関と連携して、次の取組を推進する。

ア 介護サービス事業者や介護スタッフへの対応

- (ア) 介護福祉士会による認知症高齢者等に対する虐待防止に関する研修の実施（介護スタッフ）
- (イ) 集団指導や指導監査等における虐待防止に関する助言・指導（介護サービス事業者）
- (ウ) 介護支援専門員協会及び介護福祉士会による法の趣旨や虐待通報義務に係る研修の実施（介護スタッフ）

イ 高齢者虐待に関する市町等の体制整備

- (ア) 市町や地域包括支援センターを対象とした対応力向上や体制整備の充実を促す研修の実施
- (イ) 複雑困難な事例に対する地域包括ケア推進センターからの専門家派遣による支援
- (ウ) 市町担当者を対象とした事例演習による情報共有・関係機関との連携強化

ウ 高齢者の権利擁護等

- (ア) 成年後見制度等の活用を視野に入れた高齢者の権利擁護の確保
- (イ) 民生委員・住民等による見守り等、高齢者虐待防止ネットワーク機能の強化による虐待防止につながる地域づくり

